

告 示

埼玉県告示第三百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、起業者埼玉県から収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 起業者の名称

埼玉県

二 事業の種類

一般国道四百七号改築工事（鶴ヶ島日高バイパス・埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内から日高市大字森戸新田字藤久保地内まで）

三 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前地内

ロ 使用の手続が開始される土地

なし

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

埼玉県鶴ヶ島市役所